

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告 北大阪

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年3月28日

大阪法務局北大阪支局

登記官 田井地かすみ

記

- 1 手続番号 第1209-2024-0019号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
大阪府茨木市大字泉原2147番